

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月28日

【会社名】 東洋ビジネスエンジニアリング株式会社

【英訳名】 Toyo Business Engineering Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 取締役社長 大澤 正 典

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町1丁目8番1号

【電話番号】 03-3510-1600 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役 専務取締役 業務管理本部長 片 山 博

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目8番1号

【電話番号】 03-3510-1600 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役 専務取締役 業務管理本部長 片 山 博

【縦覧に供する場所】 東洋ビジネスエンジニアリング株式会社 関西支店
(大阪府大阪市淀川区西中島6丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月22日開催の当社第37期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金9円 総額53,995,194円

剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するための変更、および移行にあたっての取締役の員数の変更。

取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を、変更案第29条第1項に新設。

上記変更に伴う条数等の変更。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

大澤正典、片山博、羽田雅一、古田英樹、別納成明、中野敦士、清水弘および樋口英雄を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

総山誠、丸山龍二および内田直康を監査等委員である取締役に選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

樋口英雄を補欠の監査等委員である取締役に選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額3億6千万円以内（うち社外取締役6千万円以内）と定める。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額6千万円以内と定める。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合
第1号議案 剰余金の処分の件	50,312	100	0	(注) 1	可決 98.73%
第2号議案 定款一部変更の件	50,208	204	0	(注) 2	可決 98.53%
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)8名選任の件					
大澤正典	50,250	162	0	(注) 3	可決 98.61%
片山 博	50,278	134	0		可決 98.66%
羽田雅一	50,277	135	0		可決 98.66%
古田英樹	50,277	135	0		可決 98.66%
別納成明	50,277	135	0		可決 98.66%
中野敦士	50,275	137	0		可決 98.66%
清水 弘	49,931	481	0		可決 97.98%
樋口英雄	50,264	148	0		可決 98.64%
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
総山 誠	48,548	1,864	0	(注) 3	可決 95.27%
丸山龍二	50,205	207	0		可決 98.52%
内田直康	50,185	227	0		可決 98.48%
第5号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件				(注) 3	
樋口英雄	50,209	203	0		可決 98.53%
第6号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬等の額 設定の件	50,092	320	0	(注) 1	可決 98.30%
第7号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額設 定の件	50,067	345	0	(注) 1	可決 98.25%

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使の議決権の数と本株主総会当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認ができた議決権の数の合計により、すべての議案は可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していません。

以上